

令和6年度 大通公園のあり方検討業務
公募型企画競争 提案説明書

1 業務の名称

令和6年度 大通公園のあり方検討業務

2 業務の背景と目的

大通公園は平成の再整備から約30年が経過し、施設の老朽化や多様化する市民ニーズなどに対応するため、公園施設のあり方、新たな役割についての検討が必要な時期を迎えている。

また、これまで育んできたみどりの空間を効果的に活用しつつ、札幌の活力を維持するとともに、魅力やブランド力の向上に寄与していく、質の高いみどりづくりのための方針である「札幌市都心のみどりづくり方針」（令和5年10月みどりの推進部）においては、大通公園と沿道との一体感のあるみどりの空間の創出による、みどりの骨格軸の強化を進めることとしている。

さらには、大通及びその周辺の将来像やまちづくりの取組の方向を定めた「大通及びその周辺のまちづくり方針—札幌都心はぐくみの軸強化方針—」（令和5年10月都心まちづくり推進室）（以下、「札幌都心はぐくみの軸強化方針」という。）では、大通公園などの象徴性を継承しながら、新たな価値を創造していくことが重要であるとしている。

本業務は、令和5年度「大通公園のあり方検討業務」（以下、「令和5年度業務」という。）での調査結果や「大通公園・中島公園あり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）での有識者からの意見などを踏まえ、施設の老朽化対応の他、民間活力の導入、沿道と連携したみどりの軸の強化など、大通公園の施設整備や、これからの管理運営に向けた指針となる「（仮称）大通公園のあり方」を円滑に策定していくことを目的とする。

3 対象公園

公園名 大通公園

公園種別 特殊公園

公園面積 78,901 m²

所 在 中央区大通西1～12丁目

平面図 別紙 都市公園台帳現況平面図を参照

4 業務の内容

本業務は「別紙1 基本仕様書」及び本項にて説明する(1)大通公園等の樹木その他の地物調査、(2)オープンハウスの企画及び開催支援、(3)大通公園のあり方策定支援、(4)あり方検討会等に係る資料作成、(5)打合せの5つからなるが、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(1) 大通公園等の樹木その他の地物調査

大通公園内（西1丁目さっぽろテレビ塔部分及び西13丁目札幌市資料館部分を含む）や公園を取り囲む道路（市道大通北線・大通南線の東西2路線と創成川通から西14丁目線までの南北14路線）について、大通公園のあり方を検討するための材料として、樹木を始めとする各種地物の位置・形状などを調査し、その結果について分析・考察すること。

調査で得るデータは、3Dのデジタルデータとして表示可能で、かつ多用途で利用可能なものとする。なお、このデータについては、公園内外からの眺望や樹木の配置などを検討する際に使用することを想定している。

(2) オープンハウスの企画及び開催支援

大通公園の今後のあり方について広く市民の意見を伺うため、オープンハウスの開催を予定しており、その企画・開催の支援を行うこと。なお、オープンハウス開催時には、令和5年度業務や本業務の検討成果の他、第1～4回までのあり方検討会での大通公園に関する意見等を提示するものとする。

ア 企画

多くの意見を取り入れられるよう、幅広い年齢の方が参加できるような開催方法や取組を企画すること。

検討成果等を分かりやすく伝える説明パネル（A0サイズ10枚程度）や図面等を作成すること。

企画やパネル等の内容は委託者と協議の上、決定すること。

イ 開催支援

オープンハウスの開催を支援し、当日収集した意見を速やかに集計して取りまとめ、委託者に報告すること。

回数：2回（平日1回、休日1回の計2回の開催を想定）

時期：令和6年夏頃（第4回あり方検討会開催後を想定）

会場：不特定多数の市民が集まり、天候を問わず成果を得られる場所を提案し、委託者と協議の上決定すること。なお会場費等は受託者の負担とする

内容：パネル展示による検討成果等に関する周知と意見聴取

体制：市職員3名・受託者4名の合計7名程度の人員配置を想定している

(3) 大通公園のあり方策定支援

令和5年度業務で実施した現況把握及び敷地分析、第1～4回までのあり方検討会での意見、本業務(1)大通公園等の樹木その他の地物調査、(2)オープンハウスの企画及び開催などの結果を基に、「(仮称)大通公園のあり方のとりまとめ素案」を作成すること。「とりまとめ素案」は第5回あり方検討会にて意見を伺う予定であり、その結果を反映させた「とりまとめ案」を作成すること。「とりまとめ案」について

は第6回あり方検討会にて意見を伺う予定である。この意見を反映させ、「とりまとめ最終案」を作成すること。

成果品の作成にあたっては本書（「とりまとめ最終案」）の他、各種調査やあり方検討会での議事等をまとめた資料編及び本書の概要版（A3判カラー4枚程度）を提出すること。

なお、「(仮称)大通公園のあり方のとりまとめ」にあたっては、北海道建設部土木事業委託積算基準における基本計画レベルを想定しており、下記ア～キを行うこととするが、より具体的な検討内容については担当職員と協議の上、決定すること。

ア 現況把握

令和5年度業務の成果に加え、(1)大通公園等の樹木その他の地物調査や、観光イベント等での利活用面の現状・課題について観光関連団体等（5団体程度）にヒアリングを実施し、さらなる整理を行うこと。

イ 敷地分析

令和5年度業務の成果に加え、ア現況把握で整理した事柄を分析し、問題点等を把握すること。

ウ 計画内容の検討及び設定

「札幌市都心のみどりづくり方針」における大通公園の利活用イメージや各種調査結果、あり方検討会における意見、オープンハウスで得られた市民意見などを基に、各施設の配置や機能、規模、形態について整理を行うこと。

検討及び設定にあたっては、大通公園と周辺のまち、相互に魅力を高め合うことを目指した周辺のまちづくりとの連携の他、管理運営のあり方、今後の利活用などについても考慮すること。

エ 基本計画図の作成

公園全体平面図、エリア別平面図を作成すること。

オ 概算工事費の算出

各エリアや施設の再整備に係る概算工事費を算出すること。

カ 基本計画説明書の作成

基本計画内容及び各種調査に基づく検討資料をまとめた報告書を作成すること。

キ 鳥瞰図及び透視図の作成

上記で決定した内容に基づき、公園全体及び各エリアについて、立体図として仕上げる。視点の位置等については、担当職員と協議の上、決定すること。

(4) あり方検討会等に係る資料作成

大通公園の検討にあたっては、有識者からの意見を取り入れるため、様々な分野の専門家からなるあり方検討会を開催し意見を伺っている。令和5年度には第1回から第3回まで、個別のテーマを基に意見を聴取する予定（第2回までの議事録や資料等は札幌市ホームページにて公開済）。令和6年度においても3回の開催を予定しており、第4回は令和5年度に引き続き個別テーマ「(仮)誰もが利用しやすい公園づくりについて」の意見を伺う予定（6月開催想定）。第5回（10月開催想定）・第6

回（1月開催想定）は「（仮称）大通公園のあり方のとりまとめ」素案や案について意見を伺う予定。

また、あり方検討会での意見を反映させた「とりまとめ最終案」については、札幌市緑の審議会への報告を行う予定（2月開催想定）。

本業務においては、あり方検討会等で使用するための資料を作成することとし、第4回あり方検討会については、令和5年度業務や本業務での調査結果に基づきA3判カラー4枚程度（例えば、現状・課題・考察・参考事例（他都市における事例紹介）といった構成で小テーマ毎に1枚の資料とする）で作成すること。第5回・第6回あり方検討会及び緑の審議会にて使用する資料については、(3)大通公園のあり方策定支援に基づき、あり方のとりまとめ（素案・案・最終案）の本書及びA3判カラー4枚程度の概要版を作成すること。作成にあたっての詳細な内容等については委託者と協議の上決定するが、視覚的にわかりやすく示す工夫を行うこと。資料はあり方検討会等開催の2週間前を目途に作成すること。

委員会における議論の状況を把握するため、少なくとも業務主任者は委員会を傍聴すること。委員会終了後は、委託者から提供される議事録（有識者の意見）を参考として、その趣旨を具体の検討や次回の委員会に使用する資料作成に活用すること。

なお、あり方検討会等の開催や準備については本業務に含めないものとする。

(5) 打合せ

本業務に関する打ち合わせは、業務着手時、中間3回、成果品（報告書）提出時に行うこととし、必ず業務主任者が立ち会うこと。また、上記打合せ以外にも、市が必要と判断した場合は、打合せに応じること。

5 業務規模

28,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う

※本業務は令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、市議会において当初予算案が否決された場合、契約を締結できないことに留意願う

6 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

7 成果品

詳細については4業務の内容(3)大通公園のあり方策定支援を参照すること。

- (1) 業務報告書：本書・資料編 A4 版製本（図面等 A3） 2部
- (2) 業務報告書概要版：A3 判カラー 4 枚程度 2部
- (3) 電子データ：PDF 及び Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式

8 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されていること。
- (6) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、コンサルタント登録状況が「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した都市基幹公園及びそれに類する規模の公園・緑地に関する基本構想・基本計画等の策定業務を元請として履行した実績（平成 26 年度以降に履行完了したものに限り。）を有すること。

9 企画提案を求める項目

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について
大通公園の現状、近年の社会経済動向及び「札幌市都心のみどりづくり方針」や「札幌都心はぐくみの軸強化方針」等の関連計画を踏まえ、本業務に取り組む上での全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。
- (2) 大通公園等の樹木その他の地物調査について
ア 3D のデジタルデータとして表示可能で、かつ多用途で利用可能な地物調査の手法について提案すること。
イ 得られたデータの分析・考察手法について提案すること。
- (3) オープンハウスの企画及び開催支援について
オープンハウスの開催における企画内容や実施体制等について提案すること。
- (4) 大通公園のあり方策定支援について
大通公園のあり方策定（とりまとめ）にあたっては、各種調査結果の他（関連計画等を含む）、あり方検討会やオープンハウスで得られた意見を短期間で計画に落とし込む必要があることから、効果的な検討の進め方を提案すること。
また、大通公園のあり方策定（とりまとめ）にあたり、市民にとってわかりやすいものとするための工夫や留意点等について提案すること。

- (5) あり方検討会等に係る資料作成について
資料を作成するにあたり、視覚的にわかりやすく示す工夫を提案すること。
- (6) 本業務のスケジュール案について
本業務のスケジュール案を提案すること。
- (7) 独自提案事項
本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。
- (8) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について
本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と、その活かし方を提案すること。また、本業務の執行体制について、提案すること。

10 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階
札幌市役所 建設局 みどりの推進部 みどりの推進課

(3) 提出期限

令和6年3月6日(水) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータを公開する。

【札幌市公式ホームページ】

[https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/
ippan-koubo/index.html](https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html)

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

国又は地方公共団体が発注した都市基幹公園及びそれに類する規模の公園・緑地に関する基本構想・基本計画等の策定業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務を履行した実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html>

イ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 札幌都心はぐくみの軸強化方針

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/hagukumi.html>

エ 第4次札幌市みどりの基本計画

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/keikaku/23kihonkeikaku/index.html>

オ 札幌市都心のみどりづくり方針

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/keikaku/toshinnomidoridukurihoushin.html>

カ 大通公園・中島公園あり方検討会

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/arikatakentoukai.html>

11 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度 大通公園のあり方検討業務に関する質問」

とし、令和6年2月22日（木）12：00まで受け付けるものとする。

FAX：011-211-2523

送付先電子メールアドレス：midori-suishin@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

12 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和6年度 大通公園のあり方検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「13 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の追加配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

オ 本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているかを確認するので、契約締結の前に「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して提出すること。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和6年3月11日（月）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和6年3月15日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

13 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とする。評価基準点は「5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや不十分 1点：不十分」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)及び(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	係数	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について		
・本業務に取り組む上での全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点が適切な提案になっているか。	2	10点
(2) 大通公園等の樹木その他の地物調査について		20点
・3Dのデジタルデータとして表示可能で、かつ多用途で利用可能な地物調査の手法が提案されているか。	1	(5)
・データの分析・考察手法が、効果的で多用途に活用可能な提案となっているか。	3	(15)
(3) オープンハウスの企画及び開催支援について		
・オープンハウスの開催における企画内容や実施体制等が妥当な提案となっているか。	2	10点
(4) 大通公園のあり方策定支援について		30点
・各種調査結果やあり方検討会等での意見等を、短期間において効果的に計画へ落とし込み可能な手法が提案されているか。	4	(20)
・策定（とりまとめ）にあたり、市民にとってわかりやすいものとするための工夫や留意点等が効果的なものとなっているか。	2	(10)
(5) あり方検討会等に係る資料作成について		
・資料を作成するにあたり視覚的にわかりやすく示す工夫が、効果的で適切な提案となっているか。	2	10点
(6) 本業務のスケジュール案について		

・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	1	5点
(7) 独自提案事項		
・独自提案が、業務の目的を達成するにあたり有効なものとなっているか。	2	10点
(8) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について		
・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	1	5点
合計		100点

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同

条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 問い合わせ先

〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階
札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

担当：東谷・川村 TEL：011-211-2533 FAX：011-211-2523